

日 薬 業 発 第 285 号

令 和 6 年 11 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

令和6年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

標記について、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間については、令和6年9月20日付け日薬業発第225号ほかにてお知らせしたところですが、今般、その期間を令和7年3月末までとされました。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討するとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年11月12日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡

令和6年11月12日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療の特例措置については、「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和6年9月18日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）において、令和6年12月末までとしたうえで、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することとしていたところですが、令和6年10月25日の閣議で、能登半島における「令和6年9月20日からの大雨による災害」を激甚災害に指定することが決定されたことを受け、能登半島で災害が連続して発生している事情に鑑み、令和6年11月6日に開催された中央社会保険医療協議会総会での議論を踏まえ、その期間を令和7年3月末までとしますので、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することといたします。

調査等の詳細については追って連絡することとしますので、その際には別途対応をよろしくお願いいたします。

これに伴い、「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和6年9月18日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）は令和6年11月8日限り廃止します。

1. 現状

- 本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による被災に関しては、1月2日から、診療報酬上の特例措置(保険診療の特例措置の概要参照)を実施しているところ。
- この令和6年能登半島地震に関する特例措置については、令和6年9月11日の中医協総会において、その期限を令和6年12月末までと設定することとした。
- その後、令和6年10月25日の閣議で、能登半島における「令和6年9月20日からの大雨による災害」を激甚災害に指定することが決定されたことを受け、能登半島で災害が連続して発生している事情に鑑み、特例措置について以下の対応としてはどうか。

2. 対応案

- 当該特例措置について、その期限を令和7年3月末まで延長した上で、当該特例措置を活用している保険医療機関数等をアンケート等により把握し、その結果をもとに、期限を延長するかどうかを検討していくこととしてはどうか。
- 具体的には、以下の取扱いとしてはどうか。

<令和6年11月>

令和6年能登半島地震による被災における特例措置について、令和7年3月末まで延長する事務連絡を発出。

<令和7年1月>

アンケートにより、当該特例措置を活用している保険医療機関数等を調査。

<令和7年3月>

調査・集計したアンケート結果をもとに、中医協に諮り、当該特例措置の延長の有無を判断。

※なお、今後、被災者や被災保険医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する。

令和6年能登半島地震による被災に伴う被災地特例措置の今後の取扱いについて(案)

1. 現状

- 本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による被災に関しては、1月2日から、診療報酬上の特例措置(保険診療の特例措置の概要参照)を実施しているところ。
- この令和6年能登半島地震に関する特例措置については、現行では「当面の間実施する」こととしているが、本年末に被災から1年が経過することを踏まえ、今後どのように対応するか。

2. 対応案

- 当該特例措置について、その期限を令和6年12月末までと設定した上で、当該特例措置を活用している保険医療機関数等をアンケート等により把握し、その結果をもとに、期限を延長するかどうかを検討していくこととしてはどうか。
- 具体的には、以下の取扱いとしてはどうか。
 - <令和6年9月>
令和6年能登半島地震による被災における特例措置について、令和6年12月末までと期限を定める事務連絡を发出。
 - <令和6年10月>
アンケートにより、当該特例措置を活用している保険医療機関数等を調査。
 - <令和6年12月>
調査・集計したアンケート結果をもとに、中医協に諮り、当該特例措置の延長の有無を判断。

※なお、今後、被災者や被災保険医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する。

保険診療の特例措置の概要

	特例措置の概要
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。
2 定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。
3 月平均夜勤時間数 (被災者受入の場合)	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
4 月平均夜勤時間数 (被災地派遣の場合)	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
5 看護配置 (被災者受入の場合)	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
6 看護配置 (被災地派遣の場合)	被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
7 病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。
8 他の病棟への入院 (被災地)	被災地の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。
9 他の病棟への入院 (被災地以外)	被災地以外の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。

保険診療の特例措置の概要

	特例措置の概要
10 平均在院日数 (被災地)	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。
11 平均在院日数 (被災地以外)	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。
12 特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。
13 転院受け入れの場合の 入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。
14 透析に関する他医療機 関受診	被災地の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合・被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、当該被災地の保険医療機関において透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。